

疑義照会「衛生推進者の職務表示」

質問	<p>本社から支店で衛生推進者を選任し、氏名職務を支店の見やすい箇所に掲示するように言われました。「衛生推進者の氏名職務表示」の標識板も市販されていると聞きましたが、ありません。「安全衛生推進者の氏名職務表示」は売っているのです。どうしたらいいですか。</p>
回答	<p>(1) 衛生推進者の氏名表示は、労働安全衛生規則第 12 条の 4 により衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させることが義務付けられていますが、職務表示は義務付けられていません。</p> <p>(2) 衛生推進者の場合表示する職務は、労働安全衛生法第十条第一項各号の業務のうち、衛生に係る業務に限るとされているので、労働安全衛生規則第 3 条の 2 と合わせると、</p> <ul style="list-style-type: none">一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。五 1 安全衛生に関する方針の表明に関すること。五 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。五 3 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 <p>となります。</p> <p>(3) しかし、これでは現場の職務としては具体性に欠けますので、市販のものなどをみると、昭和 63 年 9 月 16 日付け 基発第 602 号通達で安全衛生推進者又は衛生推進者の具体的職務として示された、次のようなものを用いています。</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。④ 安全衛生教育に関すること。⑤ 異常な事態における応急措置に関すること。⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。 <p>(4) これは中央労働災害防止協会でも売っている「安全衛生推進者の氏名職務表示」でも同様の内容です。</p> <p>(5) 以上のように衛生推進者は、氏名表示は義務ですが、職務表示がそうではありませんので、市販のものはあまりないようです。また、有機溶剤の取扱注意事項表示のように大きさや色や材質まで定められてものもありますが、衛生推進者の氏名職務表示はそうではありません。(別紙に当協会版を作ってみました。)</p>

参考	<p>労働安全衛生法 第12条の2 (安全衛生推進者等)</p> <p>労働安全衛生規則 第12条の2 (安全衛生推進者等を選任すべき事業場)</p> <p>労働安全衛生規則 第12条の3 (安全衛生推進者等の選任)</p> <p>労働安全衛生規則 第12条の4 (安全衛生推進者等の氏名の周知)</p> <p>安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和63年9月5日 労働省告示第80号)</p> <p>労働安全衛生規則 第12条の3第2号の規定に基づく厚生労働大臣が定める者(昭和63年9月1日 労働省告示第73号)</p> <p>昭和63年9月16日付け 基発第84号通達</p> <p>昭和47年9月18日付け 基発第601号の1通達</p> <p>昭和63年9月16日付け 基発第602号通達</p>
----	--

関連資料(法令、通達)

労働安全衛生法 第12条の2

(安全衛生推進者等)

第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

労働安全衛生規則 第12条の2

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

第十二条の二 法第十二条の二の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時十人以上五十人未満の労働者を使用する事業場とする。

労働安全衛生規則 第12条の3

(安全衛生推進者等の選任)

第十二条の三 法第十二条の二の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者(以下「安全衛生推進者等」という。)の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他法第十条第一項各号の業務(衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 安全衛生推進者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りでない。

2 次に掲げる者は、前項の講習の講習科目(安全衛生推進者に係るものに限る。)のうち厚生労働大臣が定めるものの免除を受けることができる。

- 一 第五条各号に掲げる者
- 二 第十条各号に掲げる者

労働安全衛生規則 第12条の4

(安全衛生推進者等の氏名の周知)

第十二条の四 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和 63.9.5 労働省告示第 80 号)

安全衛生推進者等の選任に関する基準を次のように定める。

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十二条の三第一項に規定する労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十条第一項各号の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号) による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、その後一年以上安全衛生の実務(衛生推進者にあつては、衛生の実務。 次号及び第三号において同じ。)に従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。) 又は中等教育学校を卒業した者(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後三年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- 三 五年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- 四 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

労働安全衛生規則 第 12 条の 3 第 2 号の規定に基づく厚生労働大臣が定める者(昭和 63.9.1 労働省告示第 73 号)

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十二条の三第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定める。

労働安全衛生規則第十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

労働安全衛生規則第十二条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。

- 一 安全管理者又は衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後五年以上安全衛生の実務 (衛生推進者にあつては、衛生の実務)に従事した経験を有するもの
- 二 厚生労働省労働基準局長が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

昭和 63 年 9 月 16 日付け 基発第 84 号通達

第二 労働安全衛生法の改正の主な内容

一 安全衛生管理体制の充実

(一) 安全衛生推進者等(第一二条の二関係)

労働災害の発生状況をみると、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模事業場における労働災害の発生率が大規模事業場に比べて格段に高くなつており、また、中小規模事業場においては、労働災害防止のための取組みが必ずしも十分とはいえない状況にある。

このような状況にかんがみ、中小規模事業場の安全衛生水準の向上を図るため、その安全衛生管理体制を整備することとし、事業者は、安全管理者の選任を要する事業場及び衛生管理者の選任を要する事業場以外の事業場で、一定の規模のものごとに、安全衛生推進者(安全管理者の選任を要する業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に、事業場における安全衛生に係る業務(衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならないこととしたこと。

昭和 47 年 9 月 18 日付け 基発第 601 号の 1 通達

労働安全衛生規則の施行について

5 第六条関係

(2) 第二項の「安全に関する措置」とは、法第一一条第一項の規定により安全管理者が行なうべき措置をい、具体的には、次のごとき事項を指すものであること。

- イ 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置(設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。)
- ロ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
- ハ 作業の安全についての教育および訓練
- ニ 発生した災害原因の調査および対策の検討
- ホ 消防および避難の訓練
- ヘ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ト 安全に関する資料の作成、しゅう集および重要事項の記録
- チ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における安全に関し、必要な措置

9 第一一条関係

(2) 第二項の「衛生に関する措置」とは、法第一二条第一項の規定により衛生管理者が行なうべき措置をい、具体的には、次のごとき措置を指すこと。

- イ 健康に異常のある者の発見および処置
- ロ 作業環境の衛生上の調査
- ハ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ニ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
- ホ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ヘ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
- ト その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における衛生に関し必要な措置
- チ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

昭和 63 年 9 月 16 日付け 基発第 602 号通達

労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

I 労働安全衛生規則関係

第一 改正の要点

5 安全衛生推進者又は衛生推進者について、選任を要する事業場の範囲、選任要件及び選任後の氏名の周知義務について規定したこと。(第一二条の二から第一二条の四まで関係)

(3) 安全衛生推進者又は衛生推進者の職務は、具体的には、次のようなものであること。

- ① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 安全衛生教育に関すること。
- ⑤ 異常な事態における応急措置に関すること。
- ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
- ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

安全衛生推進者の職務

1. 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
2. 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
3. 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
4. 安全衛生教育に関する事。
5. 異常な事態における応急措置に関する事。
6. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

安全衛生推進者 氏名	
---------------	--



安全衛生 推進者の職務

1. 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
2. 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
3. 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
4. 安全衛生教育に関する事。
5. 異常な事態における応急措置に関する事。
6. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

安全衛生推進者 氏名	
---------------	--

SS-35

安全衛生推進者の職務

1. 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
2. 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
3. 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
4. 安全衛生教育に関する事。
5. 異常な事態における応急措置に関する事。
6. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

安全衛生推進者 氏名	
---------------	--

安全衛生推進者の職務

- イ 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検および使用状況の確認ならびにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事
- ロ 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）および作業方法の点検ならびにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事
- ハ 健康診断および健康の保持増進のための措置に関する事
- ニ 安全衛生教育に関する事
- ホ 異常な事態における応急措置に関する事
- ヘ 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する事
- ト 安全衛生情報の収集および労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
- チ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事

安全衛生推進者 氏名	
---------------	--



衛生推進者の職務

- 一 労働者の健康障害を防止するための措置に関する事。
- (イ) 施設、設備等（労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
- (ロ) 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関する事。
- (ハ) 異常な事態における応急措置に関する事。
- (ニ) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計に関する事。
- (ホ) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。
- 二 労働者の衛生のための教育の実施に関する事。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- 五 労働衛生に関する方針の表明に関する事。
- 六 有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（リスクアセスメント）に関する事。
- 七 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。

会社名事業所名	
衛生推進者氏名	

衛生推進者の職務

- 一 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (イ) 施設、設備等(労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
 - (ロ) 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
 - (ハ) 異常な事態における応急措置に関すること。
- (二) 衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計に関すること。
- (ホ) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。
- 二 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 労働衛生に関する方針の表明に関すること。
- 六 有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
(リスクアセスメントに関すること)。
- 七 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 八 その他安全衛生業務のうち衛生に関すること。

会社名事業所名	
衛生推進者氏名	

有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示
有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

有機溶剤中毒予防規則(昭和三十五年労働省令第二十四号)第二十一条第一項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示(昭和三十五年労働省告示第四十五号)は、昭和四十七年九月三十日限り廃止する。

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 有機溶剤を入れた容器で使用途中でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行ない、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

四 掲示方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 掲示は、掲示板によつて行なうこと。
- (2) 掲示板の材質は、木質、金属その他の硬質の物であること。
- (3) 掲示板の大きさは、縦〇・四メートル以上、横一・五メートル以上とすること。
- (4) 掲示板の表面は、白色とすること。
- (5) 掲示板に記載する文字は、黒色とすること。
- (6) 掲示板の第一行目に「有機溶剤等使用の注意事項」と表示すること。